

# デジタル終活術

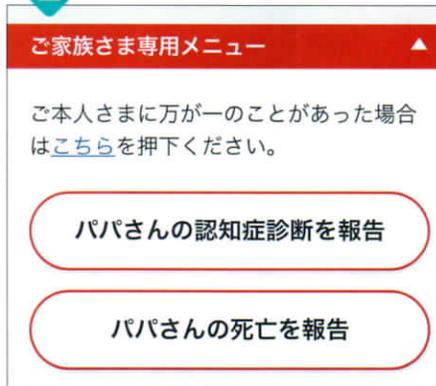


ここが便利!  
認知症時にも  
遺志を伝達



■家族がすべきことは…

- Step 1 生前に家族申請しておく
- Step 2 死後に届け出をする



死亡や認知症の申請は、家族がアプリ内で、指定書類のファイルを添付して行う。申請は約1日で審査され、認められると、故人が残したメッセージなどがアプリ内で見られる

デジタルの力を借りて終活を効率的に進められる新しいサービスが相次ぎ登場している。これまで手書きが一般的だったエンディングノートをスマホやパソコンを使ってつづったり、自筆証書遺言に添付するための財産目録をつくったりできるものだ。

NTTファイナンスが2021年に実施した調査によると、エンディングノートを現在利用中と答えたのは50代前半で5.8%、50代後半は4.4%にとどまる。「記入が面倒」「内容を更新しにくい」という理由でつまずいている人でも、スマホサービスなら日常生活の空き時間に記録しやすい。デジタルだからこそ実現できる便利な機能も多く、続けるモチベーションも湧きやすい。

まずは、無料で使えるエンディングノートアプリ。代表例が、三菱UFJ信託銀行が20年9月にリリースし、既に約1万人がダウンロードして使っている「わが家ノート」だ。家族へのメッセージをビデオ録画できるほか、自分の財産のリストも簡単な手順で記録している。

ポイントは記録した情報を、同じアプリをインストールしている家族あてに届けられる点だ。メッセージは妻と

に家族に伝えるには?

## サービスが続々登場 分の代わりにお届け

### わが家ノート

(三菱UFJ信託銀行)

無料

#### 動画で家族への思いも残せる

本人と家族が同じアプリをインストールし、生前に家族登録しておく。これでメッセージや各種情報の送り先として指定できるようになる。財産情報だけでなく、希望する葬儀の内容や、遺言書の有無や保管場所、各種ID・パスワードを記入できる項目もある。認知症になった場合に備えて、介護の費用や財産の管理を依頼したい相手の名前なども残しておく。



# DIYフリー賃貸

## リフォーム費用も浮く一石二鳥

築年数の古い物件を賃貸に出す際、自由にリフォーム可能、原状回復不要などすることで、通常なら不利となるスペックでも、DIYによる個性的な内装を希望する借り手が見つかることもある。「例えばオーナーがDIY費用の半額を負担するといったオプションを付ければ、よりメリットを感じる人は多いはず。オーナー側としても、借り手が付くか分からないデザインに変更するより、借り手のニーズに合わせる方がコスト面でリスクも少ない」(吉里氏)



掲載費は  
成約時のみ発生

●DIY  
壁紙のみ、床板のみ  
取り替え可能からフル  
改装まで、様々な  
レベルでDIYできる  
物件を掲載。不動産  
会社だけでなく個人  
での掲載依頼も可能

ペンキを塗るのも  
釘を打つのも  
許可不要

●団地カスタマイズ  
大阪府住宅供給公社で、  
一部団地の内装をDIY  
可能に。壁紙、床板、  
天井の張り替え、塗り  
替えなどの他、棚の新  
設も認められている



# 民家サブスク

## 僻地にむしろ需要あり

全国各地から、空き家になっている戸建て住居や空き部屋を募集し、多拠点型の定額制シェアハウスの登録物件として整備。通常の賃貸物件なら都市部の外では不利となることが多いが、こうしたサービスへの提供では、「むしろ、土地に魅力のある地方の物件の方が有利になることも多い」(吉里氏)。オーナーとしても、田舎の大きな民家のような通常は賃貸が難しい物件でも、元の家屋を生かして賃料を得られ、シェアハウスとして維持管理してもらえるメリットもある。



47都道府県  
すべてに物件あり

●ADDRESS  
月額4万4000円(税込  
み)で、登録物件に  
住み放題になるサー  
ビス。1カ所での宿  
泊は1週間まで。パ  
ートナー1人まで無  
料で同伴可能



大きすぎるなど賃貸に  
不向きな物件を活用

●wataridori  
月額5万円(税込み)で登録物件に年間12週間滞  
在可能。1回の滞在は1週間から。予約時の登  
録で家族以外の同伴も可。上位プランもあり

## 売却や賃貸に出せない遠方の実家をどうすれば？ 空き家管理サービスを賢く使う

様々な事情で遠方の実家を手放せない場合も、長期の空き家放置は厳禁だ。建物の劣化やトラブルを防ぐため、空き家管理サービスを活用したい。サービス内容は、各社概ね下表のような基本作業を、月1回の点検時に実施。別料金のオプションで、庭木剪定や害虫防除、墓掃除なども請け負う形が多い。地域の不動産会社やシルバー人材センターなどが安価で請け負っていることもあり、行った際に現地で相談してみるのも手だ。

- 基本サービスの相場は  
月額4000円以上が主流
- 通風・換気
  - 通水・水漏れ確認
  - 屋内外の巡回確認
  - 雨漏り確認
  - 簡易清掃
  - 庭木・雑草の確認
  - 郵便物整理
  - 診断結果の報告



●空家・空地管理センター  
月に1回、家の外からの目視チェックだけなら  
月額100円(税込み)で依頼できる(別途初期費用  
3800円・税込み)。写真付きの巡回報告書も送付

月額100円で  
依頼できる  
簡易プランあり



LINE経由で簡単に  
依頼できる

●COSOJI  
巡回点検、草刈り、掃除などの屋外作業を地元  
の作業者に依頼できるマッチングサービス。台  
風通過後の点検なども単発で頼める

# わたしの遺言

(三菱UFJ信託銀行)

無料

## わずか10分で遺言の下書きが完成

パソコン向けのサービスで、わが家ノートと連携して財産目録の情報を読み込み、自筆証書遺言の下書きを3ステップで作成できる。入力した遺言の内容はパソコン内部に保存される仕組みで、三菱UFJ信託銀行側が勝手に取得しないようになっている。内容について同行に相談予約を入れることも可能だ。



## 遺言書 (下書き)

相続させたい相手を列挙し、財産ごとにそれぞれ誰にどの割合で相続させるかを入力していくだけでよい。これ自体に法的な効力は無いが、内容を詰めて写し書きすれば自筆証書遺言がつけられる



### 家族以外に遺言を残す

わが家ノートの場合、エンディングノートの内容を共有できるのは3親等以内の家族に限られるが、スタートアップ企業オーナーのウェブサービスならその制約がない。家族以外の知り合いに対しても、無料の「フリープラン」ならテキストや1分程度の音声声を5人まで、月額490円(税込)の「プレミアムプラン」なら最大5分のHD画質の動画メッセージも5パターン撮

## デジタル終活

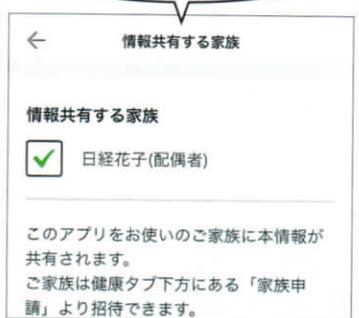
# Q 遺志・財産情報を確実

# A デジタル終活 死後発動し自

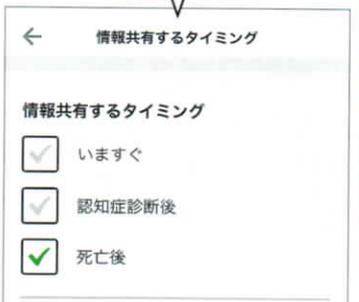
## 財産目録

どんなものがある?

それぞれ誰に?



それぞれいつ知らせる?



金融機関や口座名、残高といった自分の財産を記録できる。項目ごとに送る相手とタイミングが変えられるのがポイント。手書きのエンディングノートは書き換えるのが面倒だが、スマホアプリなら簡単に更新できる

- ・ いますぐ: いますぐ共有されます。
- ・ 認知症診断後: ご家族からの認知症診断書及び介護保険被保険者証を受付後に共有されます。
- ・ 死亡後: ご家族からの死亡診断書を受付後に共有されます。

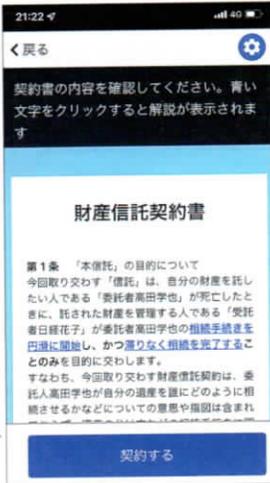
# サラス

(SAMURAI Security)

税込み月額550円 (現在はベータ版を提供)

## 通帳を撮るだけで財産目録づくり

アプリを使わずに、スマホのウェブブラウザ上で利用できる財産目録作成サービス。スマホのカメラで銀行の通帳などを撮影するだけで簡単に財産目録が作れる。撮影後、銀行名や口座番号などが映っている場所を指定すると、その文字をテキストデータに変換してくれる。月末などに定期的に撮影すれば、残高情報を簡単にメンテナンスできるのがポイントだ。



作成した財産目録について閲覧を認める「財産共有契約」と、家族信託を結ぶ「財産信託契約」の締結も可能

## 財産目録



ここが便利!  
家族信託の  
電子契約を結べる



高田学也



共有や信託の  
電子契約も結べる

電子契約では、ブロックチェーン技術を使った電子実印を発行管理する技術を応用

## おひとりさま信託

(三井住友信託銀行)

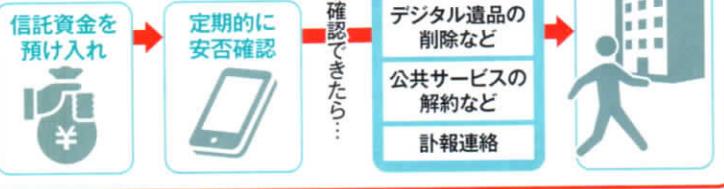
300万円以上 (金銭信託の場合)

## リクエストを死後丸ごと請け負い

預けた信託資金の残高の範囲内で、死後をお願いしたい一連の手続きを依頼できる。亡くなったかどうかは携帯電話のSMSで確認。週1回、月1回、年2回などの間隔で安否確認のメッセージを送り、返信が無かった場合はスタッフが調査する。死亡が確認できたら、依頼内容を提携先の一般社団法人の安心サポートが実行する。



## 手続き



### おひとりさま信託 4つのポイント

- エンディングノートをお取り扱い  
身の回りのことに対するご希望を記録する「未来の録音 (エンディング) ノート」を電子媒体で管理。お客様の想いを実現します。スマートフォン・PCから、何回も書き換えが可能です。
- かんたんSMS安否確認  
ご契約期間中、SMSでお客さまの安否確認を行います。返信頻度を選択して、操作もかんたん。万が一のときに備えることができます。
- 死後事務の安心サポート  
死後事務の履行を依頼できる一般社団法人をご紹介し、お葬式や埋葬の公平配、クレジットカード・公共サービスなどの解約、公的年金などの届出事務などの死後事務を行います。
- 遺言代行機能で資金を管理  
ご契約期間を通じ、死後事務の費用や寄付の資金には本邦建てで解約が付された金銭信託でお預かりします (完本保証商品)。死後事務履行後の信託財産 (残高財産) は、あらかじめご指定いただいた機関権利者さまにお渡しします。

すべての依頼を完了して、もし信託資金に残余が生じたら、相続人に受け渡す以外に、指定した公益法人に寄付することもできる

ここが便利!  
SMSで定期的に  
生存確認も

続いて財産目録づくりだ。そもそも銀行口座や証券口座の情報を一つずつ入力していくのは面倒でやりたくない。ものぐさな人でも財産目録を簡単にしてくれるサービスがある。スタートアップ企業SAMURAI Securityが発表した「サラス」がそれ。現在ベータ版を提供中で、22年3月にも本サービス(税込み月額550円)を開始する予定だ。

利用者がやるべきことは、銀行の通帳やネット証券サイトの画面にスマホ

写真を撮るだけで財産目録  
葬儀に出席してほしい親友には最短で知らせ、会社関係者に対しては1カ月後に遅らせるなどできるわけで、残された家族にとっても手間が省ける。

影して最大300人に対して届けられる。メッセージだけでなく葬儀の段取りや、パソコンなどのパスワード、保険・ライフラインの加入情報など、送信を依頼可能な項目は多岐にわたる。法務局に預けた自筆証書遺言のコピー画像や原本の保管場所まで知らせることも可能だ。

デジタル終活術

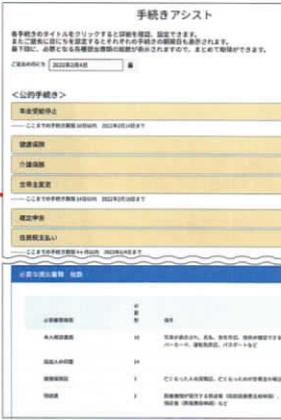
# シーユーオール

(シーユーオール)

税込み月額429円 (プレミアムプランの場合)

## メッセージを300人に自動送信

指定した人物からのメール1本で、最大300人に対して文字や写真、動画を使ったメッセージを一齐送信できるのに加えて、様々なタイプのお願ごと個別に届けられるのが特徴。無料プランと有料プラン(2種類)をラインアップする。有料プランで使える自筆証書遺言の写しを送信できるサービスは業界初をうたう。



## 手続き

契約する公共サービスやライフラインを記入しておく、手続きをいつまでに実施し、本人確認書類などが合計で何通ずつ必要なのか算出してくれる

### ■支援してくれる手続き一覧

- | 公的関連  | 相続関連  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●年金受給</li> <li>●健康保険</li> <li>●介護保険</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●資産</li> <li>●銀行口座</li> <li>●遺言書</li> <li>●法定相続人</li> <li>●戸籍</li> </ul> |

### ライフライン関連

- 航空会社マイレージ
- 電気料金
- 水道料金
- ガス料金
- NHK受信料
- 固定電話 (NTT)
- 携帯電話
- インターネットプロバイダ
- 新聞・雑誌等定期購読
- 賃貸住宅
- 運転免許証
- パスポート
- 敬老パス
- 印鑑登録証
- マイナンバーカード
- クレジットカード
- 交通系電子マネー

## 遺志

多岐にわたる項目について、相手を細かく指定して、死亡の連絡を受けてから2~99日の間のどのタイミングで知らせるか制御できる

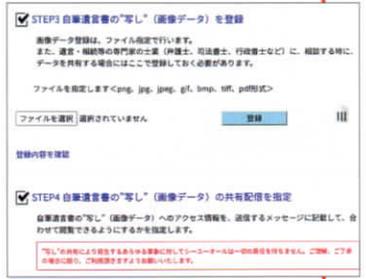
### ■伝えられるメッセージ一覧

- 知人・親族にそれぞれの遺志を伝える
- 葬儀の段取りや墓の希望を伝える
- Twitterに死亡したことを自動投稿する
- パソコンやスマホのログイン情報を残す
- TwitterやFacebookのアカウントを残すか消すか依頼する
- 各種保険サービスの加入情報を伝える



## 遺言書 (コピー)

書き上げた自筆証書遺言をスキャンしたデータを預かってくれる。作成に当たって、提携の弁護士のアドバイスを求めることも可能



## 遺族が手間無く手続きできる 金融機関に資金を移す手もあり

分割協議が完了するなどして、故人が預けていた財産を引き出すことが可能になった場合、一般的には金融機関に対してネットで申請した後、所定の書類を郵送で送り返す必要がある。ただ金融機関によっては、手続きを簡素化している場合がある。例えばSMBC日興証券は、21年6月から証券業界としては初めて、ネットだけで相続手続きが完結できるようにした。こうした金融機関に資産を預けておくのも、遺族の手間を軽減できる。

各種確認書類をアップロードできない場合もあるが、ネットで完結する金融機関もある

をかざして撮影していただくだけ。OCR (光学式文字読み取り)機能が働き、金融機関名や口座番号、残高の数字などを識別して文字に変換し、デジタルで記録してくれるのだ。結果は次々と財産目録のリストに追加され、最後に保存用に体裁を整えたPDFファイルもワンタッチで生成可能だ。

実は完成した財産目録について、家族信託と呼ぶ制度にのっとって管理・処分を託せる仕組みもある。同社は本人が押印したことをブロックチェーンで証明可能な電子実印の独自ノウハウがあり、これを活用してオンライン契約を夫と妻の間などで結べる。対面で契約する必要が無いため、海外留学中の子供との間で締結もできるわけだ。

ここでの信託契約は、法定相続人と協議しながら必要に応じて相続財産の調査や処分ができるという内容になっている。信託契約を結んでおくことで、通常は死後に資産凍結される不動産などを保全可能になり、例えば現金化し

て分割協議をスムーズに進めるといったこともしやすくなる。

変わったところでは、「お一人様」と呼ばれる単身世帯のための専用終活サービスもある。三井住友信託銀行の「おひとりさま信託」がそれで、死後の手続きをまるごと請け負うものだ。「葬儀はせず、火葬のみ」「家財はすべて親族立ち会い無しで処分」「公共サービスは全部解約」「ペットの猫は指定した施設に輸送」「葬儀後に20人へ電話連絡」「余ったお金は地元公益法人に寄付」。こんな依頼をウェブページ版のエンディングノートに書き残しておく、提携する一般社団法人が責任を持ってやってくれる。

信託資金として契約時に300万円以上まとめて支払うか、50万円に加えて生命保険(死亡保険金額は50万円)に加入する2つのメニューを用意する。「利用者」は女性が全体の7割を占める。40代が契約するケースも出てきた(同社人生100年応援部長の若松広明氏)

## Q デジタル遺品整理、何をやれば最低限OK?

## A スマホのパスワードだけでもアナログで残す

## 遺族がよく陥りがちなトラブル

CASE 1 ロックされたスマホのパスワード解除を試みたら…

**大失敗!** 10回の失敗でデータを全消去され、故人の財産や連絡先を知るすべてをまるごと失った

CASE 2 いの一番に携帯電話会社で番号返上の手続きをしたら…

**大失敗!** 別の人へ数カ月後に割り当てられ、LINEなど番号にひも付くサービスの解約が面倒になった

## 7大デジタル遺品チェックリスト

- ✓ ネット金融 (銀行、証券、FX、暗号資産…)
- ✓ スマホOS純正クラウド (iCloud、Google…)
- ✓ 大手ネットサービス (LINE、楽天、Amazon.com、Yahoo! Japan…)
- ✓ その他サブスク型サービス (音楽配信や動画配信など各種サブスク、フリマ、ブログ…)
- ✓ SNS (Facebook、Twitter、Instagram…)
- ✓ キャッシュレス決済 (PayPay、Suica、nanaco…)
- ✓ 企業ポイント (Tポイント、Ponta、JAL、ANA、ヨドバシカメラ、ビックカメラ…)

ここが便利!  
財産調査などを  
家族がやりやすく



故人のスマホがロックされたまま解除できず様々なデジタル遺品を引き継げないというケースが増えている

故人が残したスマホやパソコンの中には、膨大なデータが残されている。こうしたデジタル機器は、遺産分割協議完了前には法定相続人の共有財産として扱われることになる。このため、オフラインの形で内部に保存されているデータを保全目的で確認する場合でも、念のため他の法定相続人全員の合意を取ってから実施するようにしたい。「ただ、そもそも家族がスマホのパスワードを知らず、ロックを解除できないためにスマホにアクセスできないというトラブルが近年急増している」。日本デジタル終活協会代表で弁護士伊勢田篤史氏はこう話す。

実は自分の死後、家族がすぐにデジタル遺品の特定データを取り出したくなるシーンは多い。「遺影に使う写真を見つけない」「葬儀に呼ぶべき友人の連絡先を知りたい」「残した財産の手掛かりを探りたい」などが代表的だ。ところが、スマホのロック解除は一筋縄ではない。iPhoneの場合、設定次第ではパスワード入力を10回失敗すると自動的にデータが全消去されるので、デジタル遺品が永遠に失われるリスクもある。ロック解除を請け負う企業はあるものの、「多くは成功報酬型で料金は平均30万円。期間が長期にわたり、結局解除できないこともある」(デジタル遺品整理に詳しいジャーナリストの古田雄介氏)。

こうしたことから、自分の死後に残すべきデジタル遺品を家族が確実に受け取れる方策を、生前に実行しておくことが肝要になる。いつ訪れるかわからない突然死や認知症になる可能性も

踏まえると、今すぐ取りかかるべきだ。日経トレンドイが推奨するデジタル遺品整理法は、大きく2パターン。パターン1は、財産の分割協議に関連して調べる必要が出てくる金融サービスや、料金がかららないように解約してほしいネットサービスを記す簡易版エンディングノートをつくること。簡単なのは、エクセルなどで作って印刷するか、コピー用紙などを使ってリストを手書きして家のどこかに隠しておくやり方。パソコンやクラウドに保存したままではそもそもパスワードが無いと家族は開けないので、アナログに頼るのが手っ取り早い。家族が相続のために必ず探す預金通帳や財布、生命保険証書にのぼせておけば、亡くなった後に目にしてもらいやすい。

ただ内容が変わったときに更新する手間を考えると、データのままで家族に渡せた方がスマートだ。例えばメッセージをファイルの形で送れるデジタル終活サービス「シニューール」を併用すれば、特定のタイミングで指定した人物に送ることができる。

どこまでリストに書き出すべきかの基準を示したのが、ページ上の「7大デジタル遺品チェックリスト」だ。基本的にはこれらを書き残しておけば、各種手続きを進めるうえで家族が困る場面を減らせる。なお、キャッシュレス決済の残高と企業ポイントについては、マイルやSuicaなどが相続の対象になるので書き出しておきたい。

## サブスクの解約には要注意

見落としがちなのがサブスクサービス



## 故人アカウント管理連絡先アクセスキー

アカウントオーナー: 高田学也  
 オーナーの Apple ID:  
 故人アカウント管理連絡先: 日経花子

学也さんの故人アカウント管理連絡先として、学也さんが亡くなられたあと、学也さんのアカウントのデータにアクセスしたり、Apple デバイスのアクティベーションロックを解除したりすることができます。

学也さんのアカウントのデータへのアクセスを要求するには、digital-legacy.apple.com にアクセスからコピーをダウンロードしたりすることができます。Apple デバイスで学也さんのデータを閲覧することもできます。

詳しい情報は、support.apple.com/digital-legacy



## タは家族・知人に託せる?

# グーグルなら生前にセット可

## アップル

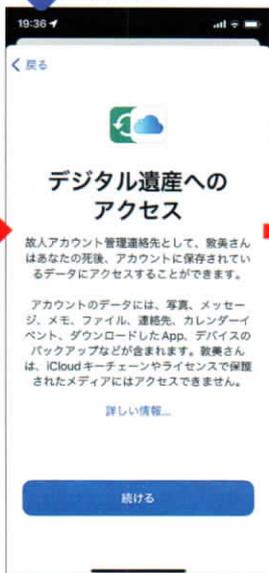
### クラウドの中身を丸ごと家族へ 死後の手続きはネットで簡単に

iOS15.2で追加された新機能「故人アカウント管理連絡先」は、複数の人の相手を指定して iCloud で管理するメールや連絡先、写真などを丸ごと継承してもらえるプログラム。故人が生前に発行したアクセスキーを使って家族や友人がネット経由で申請すると、データを閲覧可能になる仕組みだ。設定画面トップにある自分の名前をクリックし、「パスワードとセキュリティ」を選ぶと手続きの画面が現れる。

#### Step 1 託したい相手を登録



#### Step 2 アクセスキーを発行



#### Step 3 登録したことを相手に通知



アクセスキーと死亡証明書をセットで審査する仕組みのため、アクセスキーが万一漏れても、データを盗み見られる心配は少ない。相手もiOS15.2を使っている場合、アクセスキーをiPhone内に保存することも可能だ

#### 一部を除きファイルを一括して継承できる

- iCloud 写真 ● メモ ● メール ● 連絡先
- カレンダー ● リマインダー ● 通話履歴
- ヘルスケアのデータ ● ボイスメモ
- iCloud に保管されているメッセージ
- iCloud Drive に保管されているファイル
- Safari のブックマークとリーディングリスト
- iCloud バックアップ

- ライセンスが必要なメディア
- App 内課金
- お支払い情報
- 故人のキーチェーンに保管されている情報

自分の死後、アクセスキーを受け取った家族は、窓口となるウェブページで死亡証明書とアクセスキーを使って申請する。これで、著作権のある電子書籍など一部を除いて、iCloud に保存してあるメールやカレンダー、通話履歴などへアプローチ可能になる。

故人のスマホやパソコンにまつわるデジタル遺品でやっかいなのが、クラウド上にあるデータだ。実は多くのクラウドサービスは、契約者本人のみに利用権を認める（法律用語で「身専属性」と呼ばれる）ことを利用規約で定めている。つまり、相続人であろうと継承できないのが一般的だからだ。サーバイーにアップしてある書類や写真はもちろん、ブラウザタイプメールや日記サービスを利用して、その内容を家族に残したい場合は注意が必要になる。

ただし、アップルやグーグルが提供するクラウドについては、これを相続できる特別なプログラムが用意されている。デジタル遺品を継承してほしい家族や友人を生前に指定する手続きをしておくと、死後に自分のデータへアクセスする権利を当人に与えられる。

iPhone ユーザーの場合、アップルが2021年12月に開始した「故人アカウント管理連絡先」を設定しておけばOK。最新バージョンのiOS15.2で追加された機能で、設定画面でアドレス帳から相手を指定すると、アクセスキーとQRコードが発行される。これを、紙で印刷して渡すかSMSで送信すれば手続きは完了。送信先は複数人登録できる。

# 「デジタル遺品整理」の作法

ずばら  
タイプ

きっちり  
タイプ

## スマホロック解除パスワードだけを残す

スマホの中身を家族にさらすことになるが、ロック解除のパスワードだけを書き留めて家の中に隠しておくのが最も手取り早い。パスワード部分を修正テープで覆っておくと、生前にパスワードが知られにくく安心だ。修正テープは、消せるボールペンのイレーザ部などで剥れる。万が一生前に見られても、パスワードを変更し作り直せばよいだけだ。

財産が分かる

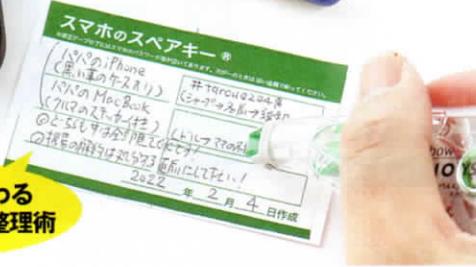


友人へ連絡できる



遺影が作れる

どの金融機関のアプリを使っていたか分かり、家族が財産の調査をしやすくなる



たった3分で終わる  
簡単デジタル遺品整理術

## スマホを見られたくないならリスト作成

ネット銀行やネットサービスなどのリストを作っておく。これでスマホはロックしたままでも家族は必要な手続きを進められる。必ずしもIDとパスワードまで書いておく必要はない。例えば財産の分割に必要なネット銀行やネット証券は、どこに口座があるかだけ家族がつかめればよいからだ。逆に知らせたばかりに家族がサービス利用規約に違反し、不正アクセス禁止法に抵触してしまう恐れもある。

### ■家族が整理する際の手順

- Step 1 相続に必要な財産情報を発掘
- Step 2 写真など一部データをバックアップ
- Step 3 キャッシュレス決済や企業ポイントの残高引き継ぎ
- Step 4 各種サブスクなどのネットサービスの解約
- Step 5 SNSやネットサービスのアカウントの削除(または追悼手続き)
- Step 6 携帯電話の解約(または継承手続き)、LINEのアカウント削除
- Step 7 スマホやパソコンなどハードウェアの処分

用紙1枚の簡易エンディングノートを作る



紙を使ったアナログな方法に加えて、デジタル終活サービスと連携させれば、亡くなったら自動的に家族にメールでファイル形式で届けられる

## ■キャッシュレス決済残高と企業ポイントは相続不可の場合も

種類	ポイント名	相続の可否
共通ポイント	Tポイント	×
	Ponta	×
	dポイント	×
	楽天ポイント	×
マイル	日本航空	○
	全日空	○
家電量販店ポイント	ヨドバシカメラ	△
	ビックカメラ	×
キャッシュレス決済残高	Suica	○
	nanaco	×
	PayPay	○

お問い合わせ 企業情報 Language

**ビックカメラ**

最新情報 店舗一覧 サービス ネットショップ

ビックポイントカードご利用規約

・ビックポイントサービス ・ポイント相互利用  
・提携先とのポイントサービス ・ポイント利用ガイド  
を受けることができます。

(3) 会員資格は一身専属のものであり、第三者への名義変更等はできないものとします。また、相続の対象とならないものとします。

(4) 会員が、本規約に反するカードのご利用

規約で相続できないと明示している場合もあるが、引き継げるものもあるので忘れずに手続きしたい

家族など第三者が使ってしまうと利用規約などに抵触する可能性があり、それを回避するための工夫だ。

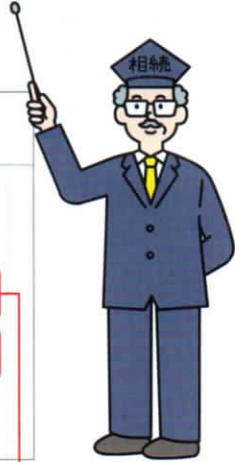
パスワードは手間がかかって面倒だというずばらな人は、ロック解除のパスワードだけでなくためておく。これがパターン2だ。ただし、スマホの中身は全部家族に見られてしまったため、秘密にしておきたいアプリや存在を知

すだ。登録してあるクレジットカードを死後に家族が解約したからといって、支払いができなくなると、自動的に契約解除になるとは限らない。「一例がエバーノート。支払いが止まると請求書発行に切り替えてこれを払わないと滞納と見なすと利用規約に明記してある。解約しない限り請求が継続可能性が高い」(古田氏)。リスクを回避するためにも、契約しているサブスクはすべて列挙しておく。

こちらもアナログ方式で自宅に隠すか、デジタル終活サービスを使って家族が見つけやすい工夫は欠かせない。ちなみに伊勢田弁護士は、自分が遺族としてデジタル遺品を整理する立場になった場合、機内モードにした状態でスマホを操作すべきだとも話す。というのも、多くのクラウドサービスは法律用語で「一身専属性」と呼ばれる契約者本人のみに利用を認めているからだ。家族など第三者が使ってしまうと利用規約などに抵触する可能性があり、それを回避するための工夫だ。

Q クラウドのデー

A アップル& 閲覧権を



グーグル

最大10人を指定して データ種別ごとに継承可能

「アカウント無効化管理ツール」は、Googleサービスの利用がしばらくないと発動する仕組み。継承相手は最大10人まで登録可能で、一人ずつ継承したいデータの種別を指定できる。ただしアクセス可能なのは発動してから3カ月間。これを過ぎると削除される。家族の申請を受けてデータ開示されるわけではない点に注意。

Step 1 タイミングを指定

待機期間を設定

- 3か月
- 6か月
- 12か月
- 18か月

キャンセル 保存

一定期間(3、6、12、18カ月の中から事前に指定しておく)Google関連サービスの利用が無いと、まず本人に確認用のSMSやメールを数回送信。これに反応が無い場合、自動的にクラウド上のファイルの継承プロセスが始まる

Step 2 託したい相手を登録

Google アカウント

← アカウント無効化管理ツール

通知する相手と公開するデータの選択

自分の Google アカウントが長期間使用されなかった場合に Google から通知を送信するユーザーを10人まで選択できます。選択したユーザーに自分のデータの一部へのアクセスを許可することもできます。

- nikkeihanako@nikkeibp.co.jp  
上記のユーザーに通知が送信され、一部のデータへのアクセスが許可されます
- nikkeitarou@nikkeibp.co.jp  
上記のユーザーに通知が送信され、一部のデータへのアクセスが許可されます
- nikkeijirou@nikkeibp.co.jp  
上記のユーザーに通知が送信され、一部のデータへのアクセスが許可されます

Step 3 相手ごとに データ種類を選択

共有するデータの選択

- ストリートビュー
- ドライブ
- ニュース
- ハングアウト
- プロフィール
- マイ アクティビティ
- マイマップ
- マップ
- マップ (マイプレイス)
- メール
- リマインダー
- ロケーション履歴
- 以前の Google サイト
- 購入と予約
- 連絡先

キャンセル 次へ

共有するデータの選択

nikkeihanako@nikkeibp.co.jp とデータを共有する場合は、下記のリストから選択してください。Google アカウントが長期間使用されていないと判断されたから 3 か月間、データにアクセスできます。

すべてを選択 選択を解除

- Access Log Activity
- Android デバイス設定サービス
- Arts & Culture
- Blogger
- Chrome
- Classroom
- Data Shared for Research
- Fit
- Google Cloud Search
- Google One
- Google Pay
- Google Play Console

キャンセル 次へ

トレンドイ流

「クラウド遺品整理」作法

1 スマホロック解除パスワードを残さなくても アップルなら丸ごとデータを残せる

2 遺族に見られたくないデータは グーグルに集約

3 一定期間たつと削除されるので 早めにダウンロードしてもらう

指定しなければ見られないわけで、メールやカレンダー、ネット検索の履歴などを記録した「マイアクティビティ」、どこに行ったかが分かる「ロケーション履歴」といったプライバシーにまつわるデータは、除外しておけば見られずに済む。

アカウント無効化管理ツールでは最大10人を指定して、それぞれに託したいデータ種別を約50種類の中から選べるのがポイント。連絡先は親友数人に引き継いでもらい、写真や各種ファイルは妻と子たちに、といった具合に細かくコントロールできる。例えば、普段から見られてもよいファイルだけを Google ドライブに保存しておくのは一案だろう。

データは一部の種類だけを残したいなら、Googleのクラウドサービスを使う手もある。Googleの「アカウント無効化管理ツール」を使えば、「メールだけ」「写真だけ」などデータの種別を区切って、自分の死後に家族や友人に開示する環境を整えられる。Androidユーザーはもちろん、Google アカウントがある iPhone ユーザーも使えるワザだ。

「メールだけ家族に」も設定可

3年間たつと削除されるので、その間に残しておきたいデータをダウンロードしておけばよい。アップルのプログラムをうまく使えば、スマホの中身を家族に全部さらしてしまいうことなく、連絡先や写真、財産目録といった重要データだけを家族に残せる。

# Q 電子書籍などは家族が継承可能?

# A 原則は「譲渡NG」 ただし共有ワザあり



## ファミリー共有とは

家族の中の1人がファミリーオーナー(管理者)となり、家族全員が購入した分の代金を支払うことで、最大6人の家族間で電子書籍やダウンロード楽曲を共有できる

**アマゾン・ドット・コム**

13:54 4G

利用規約

1. Kindleコンテンツ

**Kindleコンテンツの使用。** Kindleコンテンツのダウンロード又はアクセスおよび当該料金(適用される税金を含む)の支払いが完了すると、当該コンテンツプロバイダーからお客様に対して、Kindleアプリケーションまたはその他本サービスの一部として許可される形で、Kindleストアより指定された台数お使いのKindleアプリケーションではご利用いただけません。

**制限。** 別途に明確な記載がある場合を除き、お客様のKindleコンテンツまたはその一部に対するいかなる権利も第三者に販売、借用、リース、配信、放送、サブライセンス、ないしは別の方法で譲渡してはならないものとします。また、Kindleコンテンツ上の著作権の表示やラベルを削除または変更してはならないものとします。さらに、サービスの一環と

電子書籍や音楽配信サービスでダウンロード購入する楽曲に関するアマゾン・ドット・コムなどの利用規約では、表現に多少の違いはあるものの、あくまで本人への使用权を提供していることをうたう。つまり家族へ

継承することができない。大半は通知無しにサービスをいつでも変更、停止または中断することがあるとしても、サービスが休止すれば過去に買った電子書籍などが突如使えなくなる可能性もある。

**制限。** 別途に明確な記載がある場合を除き、お客様のKindleコンテンツまたはその一部に対するいかなる権利も第三者に販売、借用、リース、配信、放送、サブライセンス、ないしは別の方法で譲渡してはならないものとします。また、Kindleコンテンツ

「制限。」の項目で、家族を含む第三者への譲渡禁止をうたっている

## ■主な電子書籍やダウンロード音楽配信サービスの規約はこうなっている

サービス名(提供会社)	所有者 移転の 可否	ファミリー 共有機能の 提供	規約の内容
Amazon Kindle Amazon Music (アマゾン・ドット・コム)	×	×	支払いが完了したコンテンツであっても、「いかなる権利も第三者に販売、借用(中略)、ないしは別の方法で譲渡してはならない」としている
Apple Books Apple Music (アップル)	×	○	故人のアカウント管理人であっても継承できない。ただし、「ファミリー共有」を使うと、妻や子が購入手続きしたコンテンツを生前に管理者である夫が使いながら残すことは可能
Google Play ブックス (グーグル)	×	○	「制限事項」の項目でコンテンツを第三者に譲渡できないと明記してある。ただし「Google Play ファミリー ライブラリ」を使うと、家族が買った電子書籍を生前に使いながら残すことは可能
楽天Kobo (楽天グループ)	×	×	楽天IDを利用して登録した個人のみが利用可能。「利用の制限」でコンテンツの内容を表示、送信、譲渡などのいかなる利用も禁止している
mora (ソニー・ミュージックソリューションズ)	×	×	「権利義務の一切について、第三者に譲渡、移転等の処分又は担保権の設定等をしてはならない」と明記してあるため、継承はできない

手軽に持ち歩いて場所も取らない電子書籍やデジタル楽曲のデータは、故人となった場合に家族へ残せるのだろうか。結論から言えば、ほぼできないと考えた方がよい。ダウンロード購入した電子書籍や楽曲のデータは、購入者に所有権はなく、本を読んだり音楽

を楽しんだりする権利が付与されているだけだからだ。例えばアマゾン・ドット・コムの電子書籍「Kindle」は、利用規約の中で「コンテンツは」ライセンスが提供されるものであり、販売されるものではありません」と明示。使用権も限

定的だ。「楽天IDを利用してサインインし、利用登録手続きをした個人のみが利用可能」(楽天Kobo)。要はサービスを契約する本人のみに有効な使用权を与えていると解釈できる。電子書籍やダウンロード型の音楽配信サービスは、大半が利用規約でこのようになっている。規約に同意した時点で家族に譲渡できないことを利用者は受け入れているわけだ。家族にコンテンツを残したいなら、紙の書籍やCDで買うのがお勧めだ。

基本的に抜け道はないが、唯一使えるのがアップルやグーグルの家族共有。最初から子などの次の世代にコンテンツの購入手続きをしてもらってシェアするワザが有用だ。

アップルが提供する「ファミリー共有」は、夫などが管理者役となって妻や子を招待すると、それぞれが購入手続きしたコンテンツを複数の端末で融通し合えるというもの。料金はいづれも管理者が一括して支払う。

この仕組みを使えば、自分が読みたい電子書籍などの購入手続きを子してもらい、生前はファミリー共有を通じて自分のiPhoneにダウンロードする手を使える。管理者の夫が亡くなったとしても、使用权は購入手続きした本人のIDにひも付けたため、子の手元に残る。逆に夫が買っていた場合、その電子書籍が家族の端末からはアクセスできなくなる。

グーグルもほぼ同等機能の「Google Play ファミリー ライブラリ」を提供している。デジタルコンテンツの購入は、家族共有を上手に使いたい。